資料 2

# 事務局説明資料

2022年12月27日



金融庁 Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

Ι	追加的な論点	(労働者の保護)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
II	追加的か論占	(担保権者の範囲)	•		•					•			7

I 追加的な論点(労働者の保護)

### 労働者の保護のための制度設計について

▶事業成長担保権によって労働者にどのような影響が及ぶのかが不明確であることや、制度の導入目的である事業の継続・成長には労働者の協力が不可欠であるため、労働者関係の論点について丁寧に議論すべきとの意見があったところ、これまでの議論における御懸念や検討の方向性については、以下の通り整理できるか。

主な御懸念	これまでの議論の状況・方向性
1. 平時において労働者の権 利に影響はあるのか	■ 事業成長担保権の設定は、設定者(使用者)と労働者との労働契約の締結・変更について追加的な制約を課すものではない、と整理してはどうか。
2. 実行時において労働債権 は弁済されるのか	■ 労働債権は、共益の費用として事業成長担保権の被担保債権よりも優先的に弁済と整理してはどうか。(注:抵当権等では、労働債権者は抵当権等に劣後する)
3. 実行時において雇用は維持されるのか	■ 実行時において、雇用を維持するためにも、事業を解体せずに売却することが原則であることが 前提。(注:抵当権等の実行(重要財産の強制競売等)では、事業の継続はできない)
(論点A)	<ul><li>その上で、事業の承継と共に承継される労働者の範囲・労働条件については、異なる意見がある。</li><li>労働者保護の重要性に鑑み、承継される事業に従事する労働者全員を従前の条件で引き継ぐべきとの意見</li></ul>
	労働者保護の重要性に加え、窮境にある事業の承継可能性の確保の観点から、裁判所・ 管財人の個々の事案を踏まえた合理的判断に委ねるとする意見
4. 実行時において労働者、 労働組合等への情報提供	■ 実行時において、労働者、労働組合等への情報提供等の法定を必要とするか、意見が分かれる。(注:抵当権等の実行では、労働者への情報提供等は法定されていない)
等がされるのか(論点B)	具体的には、①情報提供等の手続は法定までは必要ないとする意見から、②現行の倒産処理 手続に相当するものが適当とする意見や、③これを超えて特に厳格に協議を求める意見等があ る。
5. 設定時において労働者、 労働組合等への情報提供 等がされるのか(論点C)	<ul> <li>■ 設定時の情報提供等は異なる意見がある。(注:抵当権等の設定では情報提供等なし)</li> <li>・ 労働者、労働組合等への説明等の特別の手続を求める意見</li> <li>・ 特別の手続は不要とする意見</li> </ul>

### 労働者の保護のための制度設計について(論点A及びB)

▶実行時において雇用は維持されるのか、また実行開始決定時に労働者、労働組合等に対して情報提供等をしてほしいとの意見があった。これらの意見を踏まえ、どのように考えるか。

	委員の御意見等を踏まえた検討			
	論点A:雇用の維持 論点B:情報提供等			
労働者保護を求 める立場からの意 見	<ul><li>■ 現行の会社法上の事業譲渡については、各労働者と譲受人との間で個別に同意を得て承継することとなるため、承継を望む労働者も承継対象外とされ得る点で、問題がある。</li><li>■ 労働者保護の観点から、個別同意ではなく、承継される事業の労働者は全て承継すべき。</li></ul>	■ 事業全体を対象にする担保権であるため、労働者の理解と協力を得る必要がある。そのため、実行時における労働組合への情報提供や説明及び協議が必要である旨を法制度の中で位置づけるべき。		
労働者保護に加え、窮境にある事業の承継可能性 の確保を重視する立場からの意見	■ 換価は、裁判所に選任された公正中立な管財人が行い、裁判所の許可を得て行われるため、労働者保護は、その中において図られる。過度な規制は譲受人の探索及び交渉を難しくするおそれ。	■ 他の担保制度よりも厳格な手続が設けられると、 処分先が見つかりにくくなり、倒産につながり得るため、バランスが重要。特に、倒産手続よりも重い手 続を課すことは、担保権実行ではなく法的倒産手 続に移行する動機をも与えてしまうため、かえって 雇用の喪失にも繋がるおそれがある。		

- ロ 以上の視点を踏まえ、下記の相互に重なり合う視点・社会的な利益のバランスを踏まえつつ、どのような法制度・実務 を構築していくことが考えられるか。
  - 窮境にある事業の継続・清算回避
  - より多くの雇用の維持
  - 労働者、労働組合等への情報提供、労働者の納得感の確保
  - 手続を利用する譲受人等が負担するコスト・事業価値の喪失
- ※なお、議論にあたっては、以下の点等も考慮すべきと考えられる。
  - ・ 管財人は、労働者も含む利害関係人に対して、善管注意義務を負う (※管財人は、利害関係人の申立てにより解任されうる)
  - ・ 裁判所による事業譲渡等の許可時に、不当労働行為など不当な目的で、一部の労働者が承継から排除されていないかどうかも判断 4

# (参考)担保権の実行手続及びそれ以外の手続における労働者の手続保障について

■ 現行の担保権の実行手続(※企業担保権の目的は「総財産」)

	設定·期中	手続開始時	手続中	法形式
企業担保	_	_	_	特定承継
譲渡担保	_	_	_	特定承継

### (参考)その他の法制度

■ 平時の手続

	3 190 [713 741 ~3	3 490 1	14 /17 44
事業譲渡	※労働組合等との協議等によって労働者の理解と協力 を得るよう努めることが適当 (事業譲渡指針(注))	※承継される労働者には個別の合意が必要	特定承継
会社分割	● 労働組合等への事前の通知・協議等	● 労働者による書面での異議申出	包括承継
■ 窮暗時の手続			

手続中

裁判所の労働組合等への意見聴取

※承継される労働者には個別の合意が必要

破産

分割	● 労働組合等への事前の通知・協議等	● 労働者による書面での異議申出	包括承継
■ 窮境時の手続			
会社更生	● 手続開始申立に対する裁判を行うにあたり、 裁判所の労働組合等の意見聴取	<ul><li>計画外事業譲渡の裁判所許可にあたり、 裁判所の労働組合等への意見聴取 ※承継される労働者には個別の合意が必要</li></ul>	特定承継
民事再生	● 手続開始申立に対する裁判を行うにあたり、 裁判所の労働組合等の意見聴取	<ul><li>計画外事業譲渡の裁判所許可にあたり、 裁判所の労働組合等への意見聴取 ※承継される労働者には個別の合意が必要</li></ul>	特定承継
		● 事業譲渡の裁判所許可にあたり、	

(注) 事業譲渡等時における労使協議等の促進などの会社等の留意事項を定めた厚生労働大臣の指針。

開始決定の公告事項の労働組合等への通知

手続開始時

特定承継

法形式

### 労働者の保護のための制度設計について(論点C)

- > 事業成長担保権の設定時に、労働者の理解と協力を得る観点から、労働者、労働組合等への通知等を求める意見があった一方で、不要とする意見もあった。
- ▶事業成長担保権は現在の抵当権等と比べて、下記の通り、手厚い労働者保護が図られる方向で議論されているところ、設定時においても、現在の抵当権等で求められていない労働組合等への通知等を事業成長担保権についてのみ、制度で特別に求める必要性等について、どのように考えるか。

主な御懸念	現行制度での全資産担保実務 (抵当権、質権、譲度担保権の組合せ)	事業成長担保権(案)		
1. 平時における労働者の権利への影響	なし	なし		
2. 実行時における 労働債権への弁済	労働債権は <u>劣後</u> する	労働債権は <u>優先</u> する (共益債権とする)		
3. 実行時における 雇用の維持 (4頁の論点A)	雇用維持とは関係しない	<ul> <li>□ 管財人は、労働者も含む利害関係人に対して、善管注意義務を負う (※管財人は、利害関係人の申立てにより解任されうる)</li> <li>□ 裁判所による事業譲渡等の許可時に、不当労働行為など不当な目的で、一部の労働者が承継から排除されていないかどうかも判断</li> <li>※その他、追加的な手続については、4頁で要御議論</li> </ul>		
4. 実行時における 労働者への情報 提供等 (4頁の論点B)	なし	※4頁で要御議論		

Ⅱ 追加的な論点(担保権者の範囲)

### 事業成長担保権の設定を信託契約による方向性について

▶「担保権者・被担保債権者の範囲」(論点③)について、弊害を防止する観点及び制度の効果を発揮する観点からの意見にそれぞれ応えるため、事業成長担保権の信託を求め、担保権者のみを限定することとしてはどうか

# 課題 (委員等の御指摘) 【これまでの議論の前提) □ 現行民法上、担保権者と与信者(被担保債権者)の一致が前提。つまり、担保権者を限定する場合は、与信者(被担保債権者)も限定される。 □ そのため、下記の2つの観点からの意見に応えることが難しい。 □ 特に、債務者・設定者が委託者、事業成長担保権者が受益者となる(※信託財産は事業成長担保権となる)ケースを想定する

### (担保権者・被担保債権者の限定を求める意見)

■ 債務者が事業成長担保権の内容を理解せずに設定してしまい、不当な影響力を行使されるといった弊害が生じないよう、担保権者の範囲を限定すべき。

### (担保権者・被担保債権者の拡大を求める意見)

- 成長企業等の事業の実態や将来性を的確に理解し、 成長資金等を供給できる与信者に対して、広く利用を 認めるべき(また、信用保証協会の利用も併用させリス クテイクを後押しできるようにすべき)。
- 資金の供給局面だけでなく、事業の再生局面において、 債権の譲渡を受けて事業者支援を行う地域銀行系サ ービサー等の与信者にも利用を認めるべき。

### (担保権者の範囲について)

■ 事業成長担保権者(受託者・信託会社)については、免 許制(新たな信託業を創設)とし、免許審査や行為規 制を課すことにより、債務者が事業成長担保権の内容 を理解せず設定することを防ぐ。

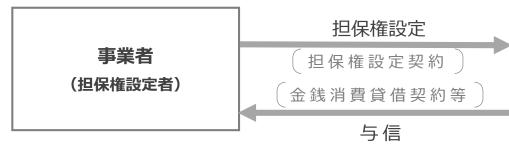
### <u>(被担保債権者(与信者)の範囲について)</u>

- 与信者の範囲は、銀行以外にも幅広く指定することができ、成長資金等の供給をより促すことができる。複数の与信者からの協調融資にも対応しやすい。
- 設定時だけでなく、事業の再生局面において、地域銀行系サービサー等に被担保債権を譲渡できるようになるため、事業再生の可能性も広がる(債務者の意向次第では、譲渡先を制限する特約を結ぶことも可能となる)。
- (注)上記のほか、担保権の信託により、不特定の一般債権者を受益者とすることを通じ、実行手続において換価代金の一定割合について一般債権者の取り分を確保する法的枠組みを実現することも可能となるか。 (論点⑨(iv))

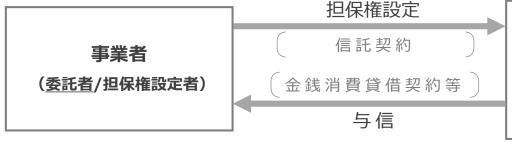
### 信託による場合の差異①(担保権設定時の契約内容等)

▶事業成長担保権を信託契約によって設定する場合、抵当権等と比べ、設定時に以下の差異が生じるか。

### 抵当権等の設定(これまでの議論)



### 信託法理による設定(今回のご提案)



### (参考) 通常の根抵当権との設定時における差異 通常(根抵当権の場合) 事業成長担保権の信託による設定(案) 設定時の差異 担保権設定(形式面) 根抵当権設定契約により設定 信託契約により設定 担保権者の範囲 (限定なし) 新たな信託業の免許を有する者に限定 担保権者の行為規制 (なし) 契約内容に係る説明義務等 左記の債権の指定に加え、一般債権者の取り分確保 被担保債権の範囲 一定の種類の取引等によって生じる債権とする必要 のため、法定の指定(一般債権者の指定)が必要

### 与信者(担保権者)

担保権設定契約で 被担保債権を特定

### 与信者(被担保債権者)

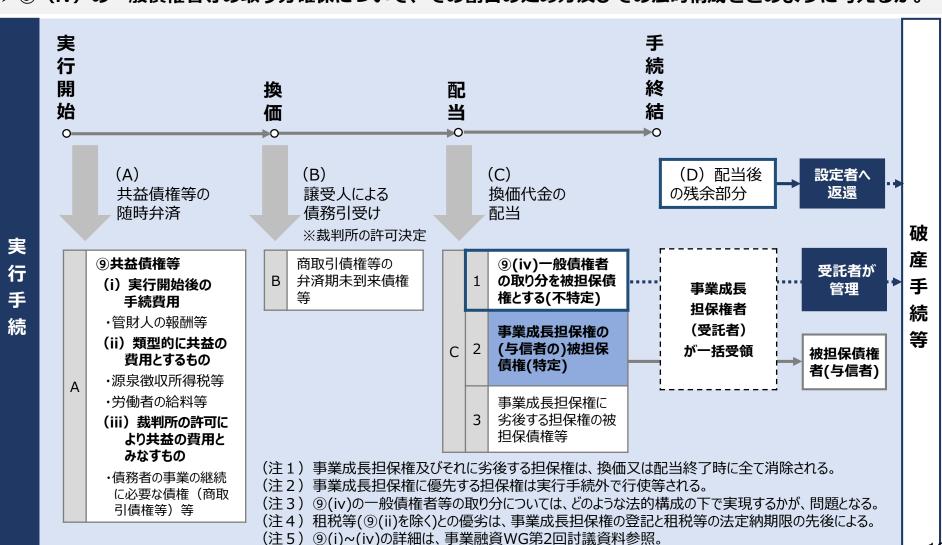
- ※ 担保権者と被担保債権者は常に一致(同じ与信者)
- ※ 一般債権者の優先的な扱いを要検討

## 信託会社 (受託者/担保権者)

信託契約で受益者・〜 被担保債権を指定

- · 与信者 (受益者/被担保債権者)
- ·般債権者(受益者/被担保債権者)
- の範囲が限定される(論点③と関連)
- ※与信者は信託会社と一致する場合も、異なる 複数の者である場合も考えられる

- ▶ ⑨ (iii) の裁判所の許可による随時弁済について、会社更生手続等では、支払不能等の原因に基づき債権者間の衡平に配慮し利害を調整する中で、例外的に認められるものであるために厳格な要件となる一方、事業成長担保権の実行手続における許可は、事業価値の維持を目的とすることから「少額の債権」や「事業に著しい支障」までは求められず、むしろ「事業の継続に必要であること」を要件とすることが考えられるか。
- > ⑨ (iv) の一般債権者等の取り分確保について、その割合の定め方及びその法的構成をどのように考えるか。



## 信託による場合の差異②(担保権設定後の当事者の主な権利・義務等)

▶信託による場合には、担保権者と被担保債権者が分離されることで、事業成長担保権者(受託者)は、被担保債権者(受益者)に対して、下記のような義務を負うものと考えられるか。

権者(受益者)に対して、下記のような義務を負うものと考えられるか。 被担保債権者(受益者) 事業成長担保権者(受託者/信託会社)の義務(案) 一般債権者 与信者 信託契約の相手方(債務者・委託者)に対して、事業成 信託契約で受益 設定時 同左 長担保権の内容について、説明することとするか 者に指定 期中において、総受益者に対して負う公平忠実義務・善 管注意義務が問題になり得るのは、担保目的財産の価値 (左記で)事業の 事業のモニタリ が意図的に毀損され得る次の場面と考えられるか(注1) 継続及び成長が ング(注2)・融資等 支えられること (1) 債務者から通常の事業活動の範囲外の取引について、同意を求め を通じ事業の継 で、诵常の弁済 期中 られ、これに同意を与えることができる場面 続及び成長を支 や取引の安定を (2) 同意なく通常の事業活動の範囲外の取引がされ、原状回復を求め えることが動機 ることができる場面 通じ、利益を得 付けられる (3) 担保目的財産に対して強制執行等がされ、当該強制執行等に対し て第三者異議の訴えを提起できる場面 (参考) 詐害的・偏頗的な弁済がされた場合の取扱いについて 消滅する/ 弁済/ 与信者への弁済原資を捻出するために事業の全部譲渡等がされ、その換価金 被担保債権者で 被担保債権者で が、与信者の把握する担保価値を超えて(一般債権者の取り分を損なう形で 担保権消滅/ なくなる )その債権全額の弁済を充てられる等した場合、その弁済の担保価値を超え なくなる 信託終了 る部分は、その後の破産手続における否認の対象となると考えられるか

被担保債権が 履行されない 場合

- 被担保債権に不履行があった場合には、実行その他の必要 な措置をとることとするか<sup>(注1)</sup>
- 実行後、配当を一括受領し、与信者に配当し、一般債権者 のための破産管財人等(注3)に交付をすることとするか
- 受託者から配当 を受領する
- って配当を受領 する

破産手続等に従

- (注1) 受託者の判断基準として、当事者間の信託契約において、一定割合の受益者の意思に従う等の別段の定めを置くことができるとすることも考えられる
- (注2) 事業のモニタリングを直接に動機付けられるのは与信者たる受益者となる。もっとも、受託者が一元的に担うことが効率的であれば、受託者が担うことができ、また、受益者・受託者の専門性等の事情次第では、他の者が担うこともできるよう、当事者の合意で柔軟に定めを置くこととするか (注3) 破産手続等が開始せず、受益者の利益に反しない場合には、信託は終了(受益権は消滅)し、残余財産は債務者に帰属することとするか 1

11

## 事業成長担保権に関する信託業について

▶事業成長担保権に関する信託業は、信託財産が事業成長担保権に限定された業務であるため、担保付社債信託 法を参考に、参入要件や行為規制について、一般の信託業に比べて軽減したものとすることが考えられるか。

	信託業(運用型信託・免許制)	担保付社債に関する信託事業 (免許制)
最低資本金額	● 1億円	● 1,000万円
信託業務の委託	<ul><li>● 信託業務の一部を委託できる場合を制限</li><li>● 委託先が受益者に加えた損害に対する信託会社の賠償責任</li><li>● 委託先の善管注意義務等</li></ul>	同左
信託の引受け に係る禁止事項	<ul> <li>・ 虚偽告知の禁止</li> <li>・ 断定的判断の提供の禁止</li> <li>・ 特別の利益の提供の禁止</li> <li>・ 元本補てん等の禁止</li> <li>・ 元本補てん等の禁止</li> </ul> <ul> <li>・ 適合性原則(リスク等を理解・許容できない委託者からの信託の引受けの禁止)</li> <li>・ 一等</li> </ul>	同左
信託の引受けに係る義務	● 信託契約の内容の説明義務 ● 特定信託契約に係る義務 ● 契約締結時の書面交付義務	なし
信託財産状況報告	● 信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を受益者に交付する義務	(信託財産状況の報告等)(注)
信託会社が業務を行う にあたっての義務	<ul><li>● 忠実義務</li><li>● 重要な信託の変更等の公告・催告</li><li>● 善管注意義務</li><li>● 合託事務処理費用等の償還・前払の</li><li>● 分別管理体制整備義務</li><li>● 範囲等の説明義務</li></ul>	<ul> <li>(忠実義務) (注)</li> <li>(善言注意義務) (注)</li> <li>分別管理体制整備義務</li> </ul>
信託会社が取引を行う にあたっての禁止事項	<ul><li>● 信託財産に損害を与える条件での取● 情報利用取引の禁止 引の禁止</li><li>● 利益相反行為の禁止</li><li>● 不必要な取引の禁止</li><li>等</li></ul>	同左
その他	<ul><li>● 信託の公示の特例</li><li>● 信託財産に係る債務の相殺</li></ul>	なし

(注)カッコは、担信法上は規定がないものの、信託法上の義務として規定されているもの。